

単独型ユニット型指定短期入所生活介護

単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

ショートステイ桃のかおり 運営規程

（事業の目的）

第1条 富田ケアセンター有限会社が開設する単独型ユニット型指定短期入所生活介護及び単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が適正な介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の職員は要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。
- 2 事業所の運営にあたっては、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるように支援する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所、又は地域関係団体、ご家族との密接な連携により、単独型ユニット型指定短期入所生活介護及び単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１）名 称 ショートステイ桃のかおり
- （２）所在地 岡山県倉敷市玉島道口85

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （１）管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （２）生活相談員 1名以上（常勤1名以上）
生活相談員は利用者又はその家族からの相談に応じ利用者の自立支援を行う。
- （３）介護職員 6名以上（常勤1名以上 非常勤又は兼務1名以上）
員数は利用者3名に対し1名以上。介護職員は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。
- （４）看護師 1名以上（兼務1名以上）
看護師は、利用者の健康状態の把握と医師の指示に基づき看護を行う。
- （５）機能訓練指導員 1名以上（兼務1名以上）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- （６）栄養士 非常勤1名
- （７）医師 非常勤1名

＊（ ）はうち数の兼務職員数

（利用定員）

第5条 事業所の定員は20名とする。ユニット数は2ユニットとする。

（ユニットの名称）

第6条 夢白
白秋 （各ユニット定員10名）

（単独型ユニット型指定短期入所生活介護・単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容）

第7条 単独型ユニット型指定短期入所生活介護及び単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- （１）入浴、清拭による清潔の保持

- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション、行事等サービスの提供

(利用料等)

第8条 単独型ユニット型指定短期入所生活介護及び単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該単独型ユニット型指定短期入所生活介護及び単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときには、負担割合の額とする。

2 前項のほか、次に掲げる料金の支払いを受ける。(別表再掲)

- (1) 滞在費及び食費
- (2) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く。)
- (3) 前各号に掲げるものの他、単独型ユニット型指定短期入所生活介護及び単独型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は倉敷市(児島地区除く)・浅口市・矢掛町・里庄町・井原市とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- (2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 職員は入居者に緊急事態が生じたときは、ただちに事業所管理者に報告し、ご家族に連絡をするとともに24時間の連絡体制を確保している当施設看護師に連絡をし、病院や診療所等との連携により、健康上の管理に関し必要に応じて適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条

- (1)事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- (2)消防設備、施設等の点検及び整備。
- (3)従業員の火器の使用又は取り扱いに関する監督。
- (4)その他防火管理上必要な業務。
- (5)事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条

- (1)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護支援及び介護予防支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2)事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練。
- (3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置（衛生管理等）

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね

6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備。
- 3 従業者に対し、虐待を防止するための研修の実施（年一回以上）。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

第16条 （身体拘束の禁止）

1 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為。

2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次にあげる措置を講ずる。

(1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施（年二回以上）。

第17条 職場環境の確保

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

第18条 掲示

事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に質すると認められる重要事項を書面掲示することに加え、ホームページや情報公開ケアシステム等のインターネット上で情報の閲覧ができるよう掲載・公表する。

（その他運営についての重要事項）

第19条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密の保持すべき旨を雇用契約 の内容とする。
- 4 関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示する。又、利用者及びご家族の情報の使用に関しては予め別紙個人情報使用同意書により同意の上、使用することとする。

第20条 事業所は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- | | |
|----------|----------|
| （1）採用時研修 | 採用後1カ月以内 |
| （2）継続研修 | 年1回 |

（記録の整備）

第21条 完結の日から起算して5年間保存するものとする。

（規程の補足）

第22条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は富田ケアセンター有限会社と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成24年12月1日から施行する。
この規程は、平成26年12月1日から施行する。
この規程は、平成27年 7月1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月1日から施行する。
この規程は、平成30年11月1日から施行する。
この規程は、令和 1年10月1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 3年 8月1日から施行する。
この規程は、令和 5年11月1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 6年 8月1日から施行する。

別 表

項 目	金 額		備 考
滞在費	ユニット型個室		特定入所者介護サービス 費制度による介護保険負 担限度額認定を受けてい る場合、上記利用者負担 段階の第1段階から第3 段階に該当する場合があ ります。
	基準費用額	2,066円	
	第1段階	880円	
	第2段階	880円	
	第3段階	1,370円	
食費	基準費用額	1,445円	
	内訳	朝食 300円	
		昼食 573円	
		夕食 572円	
	第1段階	300円	
	第2段階	600円	
	第3段階①	1,000円	
	第3段階②	1,300円	
	第4段階 内訳	朝食 300円	
		昼食 650円	
		夕食 650円	
送迎に要する費用	サービス提供実施地域内の方 介護報酬の告示上の額 ※介護保険負担割合に応じた額を 徴収いたします。 上記以外の方 介護報酬上の告示上の額と別途に 1kmごとに100円を徴収致しま す。		厚生労働大臣が定める場 合を除く

上記の掲げるものの他短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活に
おいても通常必要とされるものに係る費用であって、利用者に負担されることが適当と
認められる費用を徴収する。